

令和6年度  
上尾保育所

# 保育のしおり

(重要事項説明書)



上尾市立上尾保育所

上尾市本町 4-13-1

☎ 048-771-1556

## 概要

所在地	上尾市本町4丁目13番1号 郵便番号 362-00 14
電話番号	048-771-1556 FAX 771-1575
開所年月	1953年12月 1992年4月（新築移転）
施設規模	建物 鉄筋コンクリート1階部分 994m <sup>2</sup> 敷地面積 2918m <sup>2</sup>
定員	100名
対象	産休明け児～就学前

沿革…1953年12月上尾市で1番目に開設され1992年4月に現在地に新築移転しました。

産休明け（生後57日）から就学前まで保育しています。

住宅に囲まれ、東側には、芝川が流れ鴨や鳥たちの憩いの場となっています。立地条件から電車通勤にも便利で毎年入所希望者が多いようです。

## クラス編成

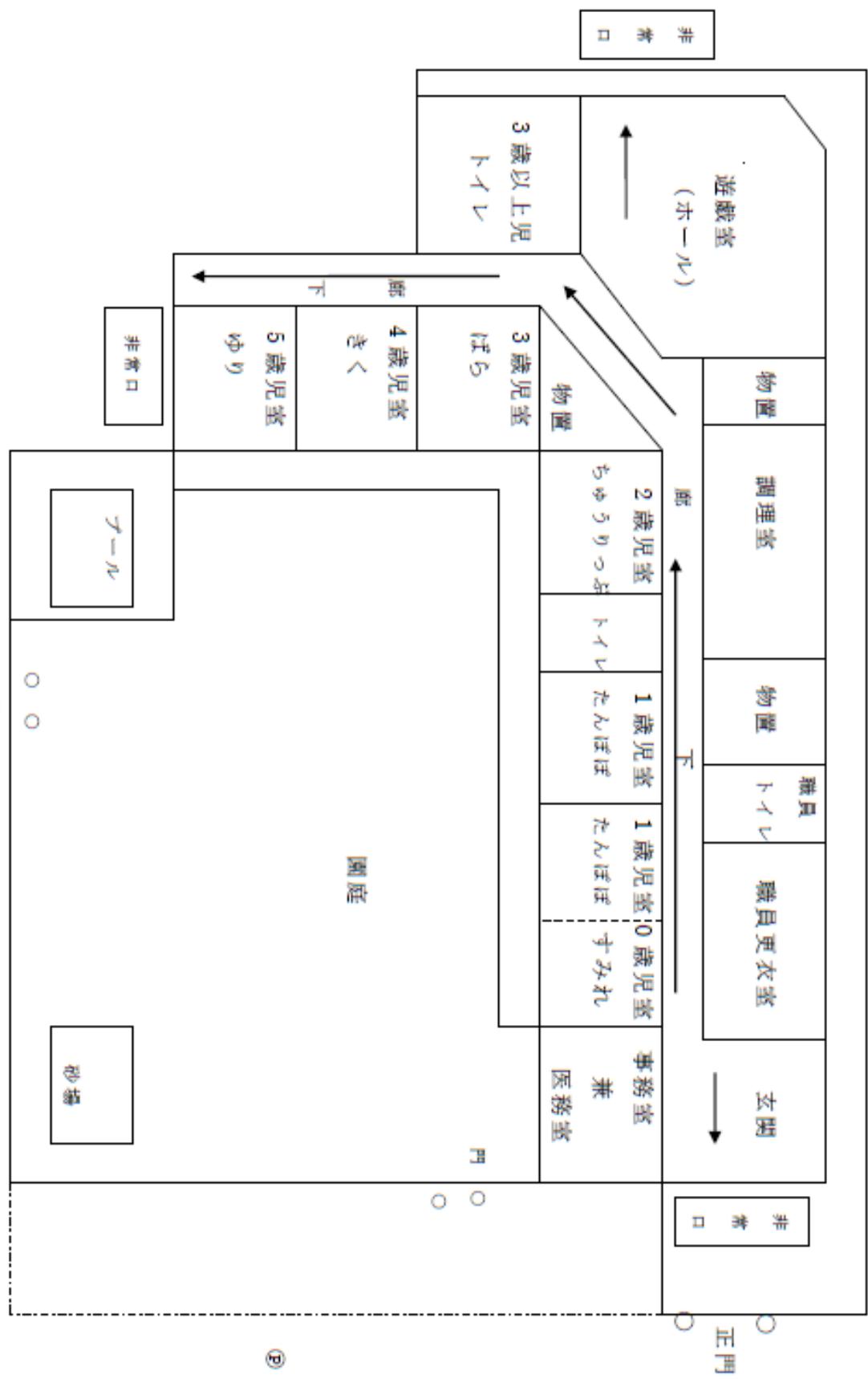
クラス名	すみれ	たんぽぽ	ちゅうりっぷ	ばら	きく	ゆり
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
児童数	6	20	20	22	25	23
職員数	2	4	4	4	2	2

(令和6年 4月現在)

## 職員体制

所長	給食調理員
主任保育士	用務員
保育士	短時間保育士
看護師	延長時間パート 事務員

# 保育所平面図



## 保育理念

- ① すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- ② すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する。
- ③ 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

## 保育の基本方針

- ① 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養います。
- ② 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ります。
- ③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ④ 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力が得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行います。
- ⑤ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

## 保育の目標

- ① 心身ともに健康な子
  - ・養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子
  - ・友達と一緒に様々な運動や遊びをする子
- ② 自分を大切に友達も大切にできる子
  - ・子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
  - ・自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
- ③ 安定した環境の中で考え、働きかけている子
  - ・安心した環境の中で、自分で物事を考えられる子
  - ・いろいろな遊びを通して、安全や危険を学んでいける子
- ④ 何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子
  - ・自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
  - ・友達と協力して、見通しをもった遊びや生活ができる子
- ⑤ 自己表現のできる子
  - ・自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
  - ・様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

## 上尾保育所の保育目標

- \*笑顔いっぱい 元気いっぱい 楽しく過ごせる子
- \*歌や絵本、紙芝居が大好きで感性豊かな子
- \*いろいろな事に興味をもち 挑戦しようとする子
- \*自分のことも、友だちのことも、大切にできる思いやりのある子

### 上尾保育所の特色

上尾市の中央に位置し、住宅地が多い中ですが、東側には芝川が流れ、鳥たちの憩いの場になっています。近くには消防署や上平公園、アッピーランドなどがあり散歩を楽しんでいます。

園庭も広く健康な身体作り、子ども達が意欲的に活動できるように保育を心がけています。

### 心身ともに健やかな子

上尾保育所では、すべての子ども達が、「こころ」も「からだ」も健やかに、成長してほしいと、願っています。それには、<よく遊び><よく食べ><よく眠る>事が、大切です。保育所では、毎日の生活の中で、おうちの方と協力しながら、又、月齢や健康状態にあわせて一人ひとりを大切にする保育を心がけています。子どもたちがこころもからだも健やかに育ち、友だちとのかかわりを深めてほしいと考えています。

#### <よく遊び>

- ・ 薄着や素足で過ごします。

一人ひとりの健康状態に配慮しながら薄着で過ごすことを心がけています。皮膚や粘膜が鍛えられ、風邪をひきにくい身体になります。足の親指は、大脳との関わりが深く、素足になることによって運動能力の基礎となる蹴る力がつき身体全体のバランス感覚、瞬発力などが培われます。

- ・ 散歩や外遊びで外気に触れます。

散歩を通して四季折々の自然を探索し楽しみながら、小動物や、草花、昆虫にふれています。保育所では、水、砂、泥んこを使ったあそびを大切にしています。変化する素材で、友達と一緒に遊び協力しあう気持ち、考える力、集中する力もつき手指、足、腰、腕もしっかりしてきます。

- ・リズムあそび、歌

保育所では、〇歳から就学前までの子どもの発達段階を基本にしてリズム遊びを行っています。子どもは、保育者のピアノ伴奏や歌にあわせて手、足、腕、背中を気持ちよく動かし身体全体を使い表現し柔軟な身体や豊かな表現力が養われます。これらは、手足の指先まで神経を行き渡らせ、全身の発達をも促します。また年長になると、縄跳び、まりつき、こま、のぼり棒、鉄棒などの用具を使った取り組みもあります。又、四季折々の歌、わらべうたなどを歌うことで、子どもの心を豊かにしています。

## 《仲間作り》

友だちと遊んだり生活する中で自分を表現したり伝えることを学んでいます。

「友だちと一緒にいたい、遊びたい」という気持ちは、友だちに興味や関心が出てきて生まれるものです。自分の気持ちがうまく伝わらず喧嘩になってしまう事もありますがそんな中から人に対する思いやりの心や、やさしさなど人間関係の基礎となる力を育んでいきます。

## 《よく食べる》

保育所では、旬のものを大切にし、手作りで温かい給食を、提供しています。

友だちと一緒におしゃべりしながら楽しく食べることで、苦手な食べ物も少しずつ食べられるようになっています。

食事前の手洗い、箸の使い方、マナーも身につけていくよう指導しています。

子どもに合わせた離乳食、食物アレギーの除去食などの食事は、保護者と話し合いながら進めています。

朝食は一日の原動力です。しっかり食べて来ましょう。

## 《よく眠る》

昔から寝る子は育つといわれていますが、子どもは眠っている間に成長します。

十分な睡眠が必要で、夜睡眠中に成長に必要な成長ホルモンが分泌され明け方にはでなります。早寝、早起きは、子どもの成長にとって大切です。

## 《絵本、紙芝居》

絵本、紙芝居は、子どもの想像力を養い豊かに育てるために大切な役割をしています。

繰り返しの言葉や大人のやさしい語りかけが、自然に言葉を覚え感性を育てる大きな手助けをしています。大きくなるとその絵本の主人公になってごっこ遊びに発展していきます。保育所では、絵本や紙芝居の読み語りを大切にしています。また、大好きなお家の方に読んでもらう楽しさは、なによりも素晴らしいことです。お家でも読み語りの時間を持つように心がけましょう。



## 《健康管理について》

保育所では、内科検診（年2回）、歯科検診（年2回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3歳未満児は毎月、3歳以上児は隔月に実施しています。

### 1 コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

### 2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合もあります。連絡先は明確にお知らせください。

### 3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。  
(子どもがかかりやすい感染症はP16～P17をご覧ください)

### 4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。 やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

### 5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。(接種日はなるべく安静にしましょう)

### 6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

### 7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいているます。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。

#### ・嘱託医の先生

内科医名：池田内科（医師名：伊波潔）TEL771-0227

歯科医名：三門歯科（医師名：三門雅文）TEL773-9181

## 《ICT システム（コドモンの導入について）》

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

### 【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子様と保護者様の情報の登録をお願いします。

### 保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済の場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますのでそれ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

### アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

### 対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

### SNS利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は、非常に慎重に行うべきで自分以外の家族や他人の個人に関する情報を本人の許可なく掲載するすることは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などをSNS等へ投稿する行為は控えるようにご協力をお願いいたします。

### 【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・写真販売機能（アプリでの写真の購入）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・資料室（主なおたよりの格納）
- ・成長の記録（身長、体重の記録）

## 《保育時間》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。

- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。  
(P30～P32をご覧ください)

## 《延長保育料》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

### 1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7：30～18：30	8：30～16：30
延長保育料の対象時間	7：00～7：29 18：31～19：00	7：00～8：29 16：31～19：00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8：30～12：00、最大でも7：00～18：00までです。（保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。）

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

※駐車場の混雑で認定時間を超える場合（短時間認定…16:30・標準認定…18:30）は、電話で保育所までご連絡ください。職員が確認をさせていただき、延長料金が発生しない場合もあります。

## 《集金について》

延長保育料(月額：2,000 円、1 回利用：100 円)、などは保育所用の集金箱に入れてください。

杉の子会(保護者会)費 (1 カ月：500 円) などは保護者用の集金箱に入れて下さい。

集金袋が届きましたら、事務所入り口にある保育所用、杉の子用の集金箱にそれぞれ入れてください。

## 2. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。

したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11 時間ずっとお子様を預かるものではありません。

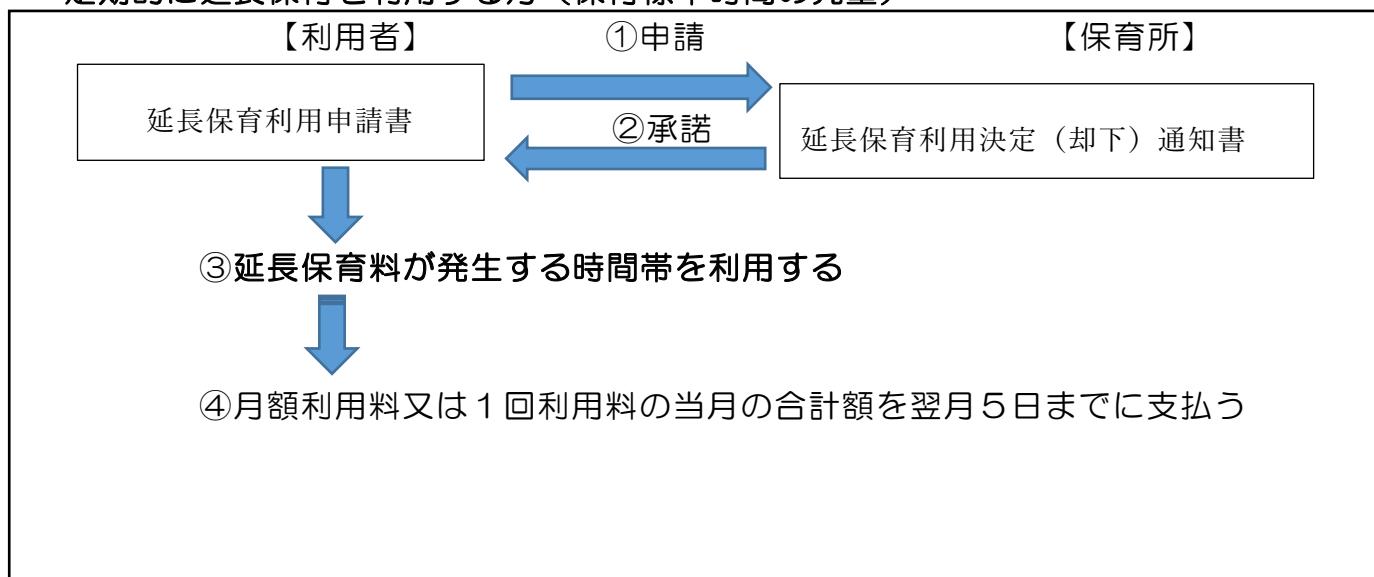
## 3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00 を超えての利用はできません。) 連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

## 《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》 [令和元年 8 月以降]

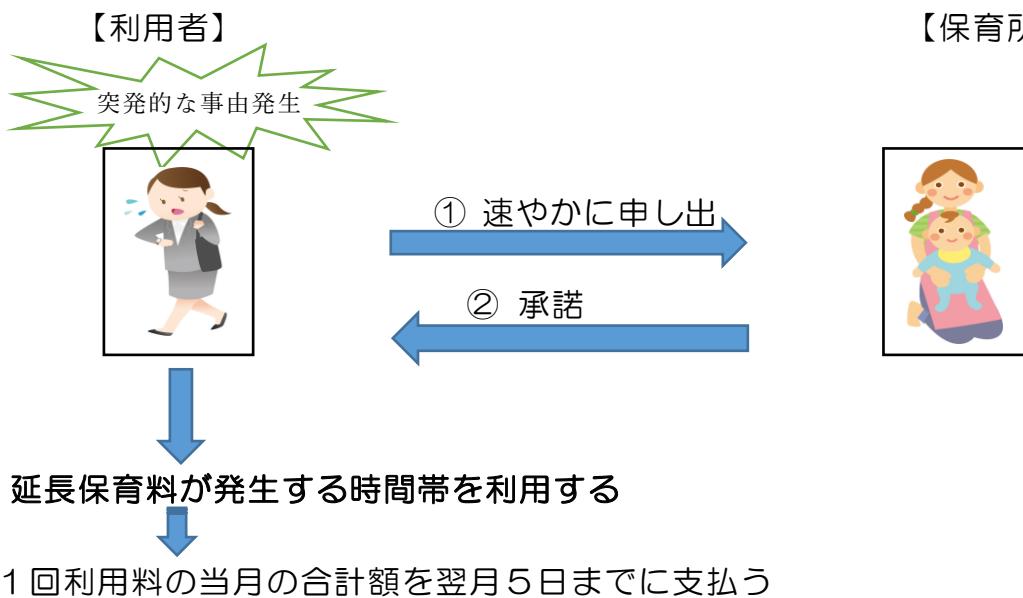
### 定期的な延長保育利用の方の場合

#### ・定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



## 臨時延長保育利用の方の場合

- ・突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



### 《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。

また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

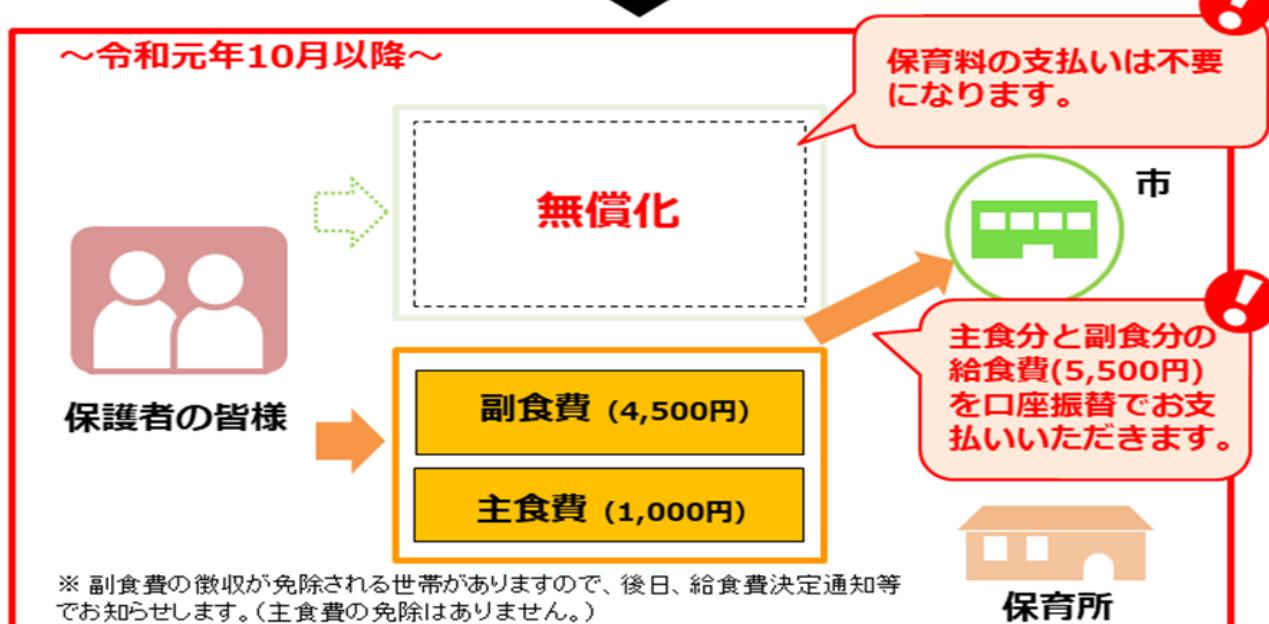
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用（副食費）については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費（5,500円）をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。（同意書に記入していただきます。）

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。（主食費の免除はありません。）

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前（閉園日は除く）までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。（詳しくは保育所長までご相談ください。）



## 《給食について》

### 【給食の提供】

0～2才児クラス　完全給食です。

3才以上児クラス　完全給食ですが、実費徴収になります。

### 【給食の献立について】

※献立表は、前月25日を目安にコドモンで配信します。

※公立保育所は統一献立になっています。(毎月1回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)

※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。

※旬の食材、行事食を取り入れています。

※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

### 【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

## 【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

## 【食器】

「強化磁器・陶器」を使用しています。

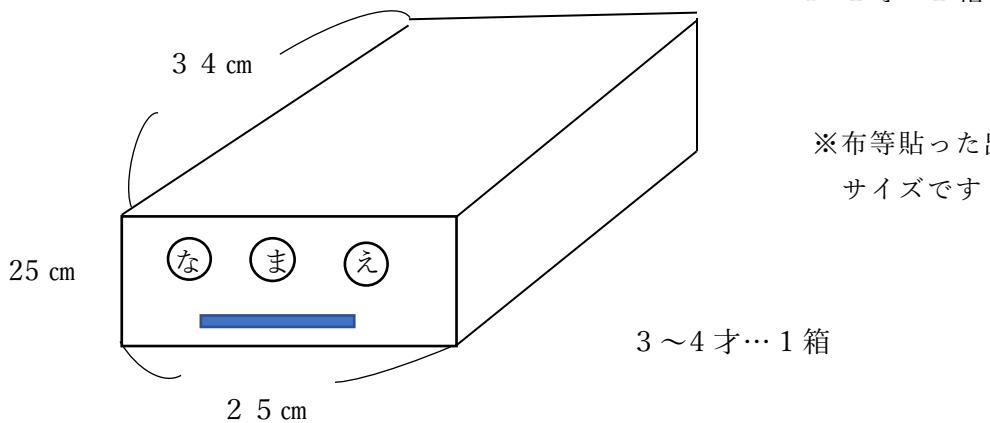
## 《慣れ保育について》

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、話し合いをさせていただきます。ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願ひいたします。

## 《持ち物について》

- \*持ち物には、(タオル、靴、衣類、ベッドシーツなど) かならず名前をわかりやすく記入して下さい。
- \*外遊びやお散歩の時にはカラー帽子を着用します。クラス毎の色指定となっておりますので、保育所でまとめて注文します。(自己負担) 0才児については、サイズがないため個人の帽子で対応します
- \*衣類入れば、1才～4才は、箱を作っていただきますますので、各クラスの職員にお聞き下さい。

### 着替え入れ



※布等貼った出来上がり  
サイズです

災害時に使うくつを保育所に置いておきます。くつにゴムを通して持ってきてください。

**2cm幅くらいのゴムを輪にして  
名前を書く**



## 《服装について》

子どもは活発で良く動きます。衣服は清潔でなるべく汗を取りやすい綿製品を選び着脱しやすいものをご用意下さい。着脱しにくい服、タイツ、ロンパース、つりズボンなどに加

え、上着にフードやひもがついているもの、スカート、引きずる丈ズボンは、危険ですので避けて下さい。また、髪ゴムは飾りのないものなど、安全に過ごせるようご協力お願ひいたします。

#### 《園だより・クラスだより》

月1回、園だより『こばと』を配信しています。（行事予定、お知らせ、連絡事項等をのせています。）クラスだより、保健だより、給食だよりを毎月1回配信しています。

必要に応じてお知らせ等を発行しています。

#### 《写真・ビデオ撮影について》

子どもたちの活動をお知らせするために撮影した写真を掲示させていただくことがあります。

また保育所研修委員会では職員の資質向上を目的とした内部研修用に職員とこどもたちの関わりや遊びの様子などを撮影させていただくことがあります。

目的以外の使用や外部への持ち出しが致しませんので、ご理解の程よろしくお願いします。

#### ＜お願い＞

##### ・コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間・朝食・排便・体温を毎日お知らせいただき、お子さんの健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能または、口頭で必ず職員にお知らせください。

##### ・登所は9時までにお願いいたします。欠席や遅れる場合も9時までにコドモンまたは、電話で連絡してください。

・お迎えが遅くなる時、お迎えの方が代わる時は、必ず連絡してください。連絡なく、お迎えの方が代わった場合、お電話をいれさせていただき、連絡がつかないとお子さんをおかえしすることができない場合があります。

・お仕事が休みの時など、所在を明確にしていただき、いつでも連絡がとれるようにお願いします。

・子どもたちの安全のため、9時30分から15時30分までは、門・玄関は施錠していますので、インターホンを鳴らしてください。

・門の開け閉めは危険ですので、子どもには絶対にさせないようにしてください。門の扉は、必ず閉め、ひもをかけてください。「次の人が入ってくるかな」で開けておくのではなく、それそれがしっかりしめていただくよう、お願ひいたします。

・朝の送迎を車でされる方は、通学路（朝7：30～8：30スクールゾーン）です。レックマンション方面から来る方は、進入禁止になります。許可の必要な方は、申請書をお渡ししますので警察へ申請してください。

・車で送迎の方は、保育所前の駐車場は時間帯によっては大変混雑しますので、速やかに移動をお願いします。

・住所、氏名、勤務先、世帯構成が変更となった時は、速やかに保育所に届け出てください。

#### 《保育所への連絡について》

・保育所では、コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。

・欠席・遅刻は、午前9時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。

連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。

・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。

コドモンでは午後4時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

### 《送迎について》

・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。(中学生以下の児童による送迎は、できません。)

・登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。

・車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。

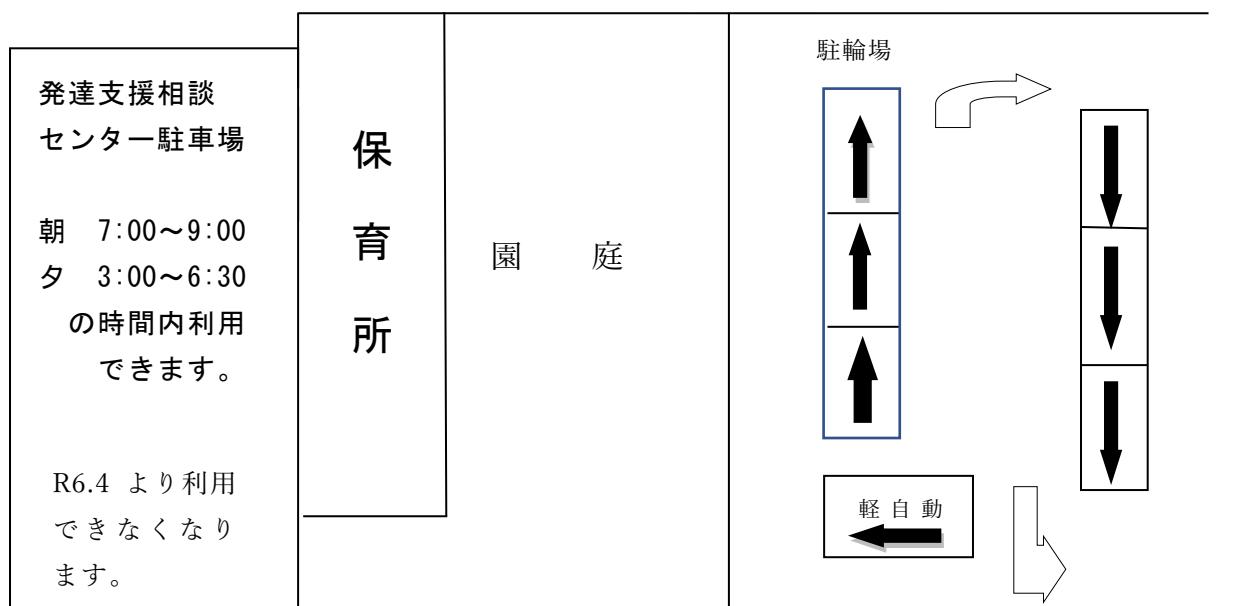
時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。

**※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。**

送迎用駐車場の使い方について

園児送迎の際、駐車場を利用する場合、以下のルールを守りましょう!!

1. 路上駐車は絶対にしないでください。
2. 矢印の方向に従い駐車してください。  
※危険ですので、反対向きには絶対駐車しないでください。
3. 混み合いますので、お迎え後は速やかに移動してください。
4. 車内には貴重品は置かず、エンジンは切ってください。  
※車上荒らしが多発しています!!
5. 駐車場に入る時は、ゆっくりと進入してください。



## 小学校との連携

### 『保育所児童保育要録』

保育所保育指針の改正により、平成21年度にからすべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ子どもたちの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付することになりました。これは、保育所での子ども達の育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校においての子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。

### 『接続期プログラム』

上尾市では、家庭や幼稚園・保育所・保育園や小学校など、子どもにかかわる全ての人が自安を共有することで、それぞれの教育の充実を図るとともに、日常生活や学びを円滑にさせることを目指しています。そのために上尾保育所では、接続期プログラム（アプローチ・カリキュラム）を作成し、活用しています。近隣の小学校との交流も行っています。

### 『職員の研修について』

保育所に求められている質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術・並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また個人での休暇を利用しての研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

### 『公の主催研修』

市役所主催研修・保育課主催研修・領域別保育内容研修  
県保育士会研修・社会福祉協議会研修 など外部研修

### 『保育所自主研修』

危機対応・救急法・保育内容 など

### 『専門家による巡回相談』

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

### 『保育所の自己評価・第三者評価』

保育の専門性の向上や保育実践の改善など、保育の質の向上を目的として、自己評価・第三者評価を行っています。

### 『健康管理について』

保育所では、内科健診（年2回）、歯科検診（年2回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3歳未満児は毎月、3歳以上児は隔月に実施しています。

1 コドモンの連絡帳機能でお子様の健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子様の様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

- 2 こんな時は連絡します。  
発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合もあります。連絡先は明確にお知らせください。
- 3 感染症疾患が発生したとき  
水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。(子どもがかかりやすい感染症はP～Pをご覧ください)
- 4 くすりについて  
原則としてお預かりすることはできません。 やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。
- 5 予防接種について  
集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。(接種日はなるべく安静にしましょう)
- 6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など  
日常において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。
- 7 保育所でのケガ…急病…のとき  
保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただきます。  
保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。  
掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。

## 保育所とくすり



新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。  
原則としてくすりはお預かりできません。



(日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。)

\*お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

\*くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。



長期に続けて飲まなければならぬくすりの場合はご相談下さい。

\*診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

\*1日3回飲ませるくすりは、「朝」「保育所から帰ってからすぐ」「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

\* 時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

## 【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

## 予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしています。ひとは病気にかかるはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048-774-1414)

### 受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合（MR）

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウィルス



## 子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻しん (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8~12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1~4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16~18日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14~16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下線炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16~18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3ヶ月~数10年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2~14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2~14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7~10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(0157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間~6日 0157は主に 3~4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均2~4時間または2~3日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2~5日	抗菌薬内服後24~48時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑(りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14日	全身状態が良いこと。
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48時間 ロタウイルス 1～3日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R S ウィルス感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱しん	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30日 卵は7日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬(かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。(疥癬トンネル)	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫(水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん(とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160日 (平均90日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナ ウイルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニュー モウイルス 感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4 ~ 6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2 ~ 14 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

# 「災害共済給付制度」について

## 保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

### 原 則

窓口支払総合計が、  
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

#### 概 要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

#### 給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が ¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

#### 給 付 額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000 であった場合

(医療機関で) 保護者には、自己負担分の¥1,000(2割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振いで) センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000

(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

#### 掛 金

児童1人の掛け金は年間365円ですが、保護者の掛け金は240円です。設置者が125円負担します。

### 例 外

窓口支払総合計が、  
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

#### 概 要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

#### 支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。 詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

#### 請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

#### ◎お願い◎

①医療機関への再診の付き添いは保護者の方にお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

②市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。

③治癒後、窓口支払総合計が ¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

## 風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るために、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関する設定も行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧いただか、各保育所・保育課までお問い合わせください。

### ①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。(意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"><li>市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。</li></ul> <p>※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。</p>
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"><li>市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。</li></ul> <p>※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。</p>

### ◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- 市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- 浸水想定区域に指定されている保育施設(畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘)は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

## ②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

### 《災害時の対応について》

市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。

また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても各保育所でお知らせします。

### 災害時について

\*地震・水害・火災・土砂災害等の非常災害発生時

①保護者の方がお迎えに来てくださるまでは上尾保育所で避難・待機しています。

②万一、保育所の建物に被害があった場合や園庭での避難が困難な状況になった場合は、中央小学校へ避難します。

上尾保育所	TEL 048-771-1556
中央小学校	TEL 048-771-0256
上尾市役所	TEL 048-775-5111
保育課	TEL 048-775-5044

\*コドモンおよび、災害用伝言ダイヤルを利用しての情報提供を行います。

## 《AED の設置》

保育所事務室に AED(自動体外式除細動器) を設置しております。

職員が救命講習 (AEDの取扱い講習) を受け、緊急時に備えております。

## 《病児・病後児保育について》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在 病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧いただくか、各保育所・保育課までお問い合わせください。

### (病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

8時30分には、医師の診断があります。

#### かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL: 048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

#### さくらクリニック《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 TEL: 048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

### (病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8:00～18:00

#### ころぼっくる保育園《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL: 048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

#### ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL: 048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から

## 《休日保育について》

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシユ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日 1 日保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます。

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

## 利用登録・利用予約・お問い合わせ

### 保育園 アミ・クレイシユ

・上尾市浅間台1-18-30 TEL 048-777-0234

### うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日1-21-7 TEL 048-770-0880

## 急病のとき

\* 小児科・内科 外科（休日のみ）

平日夜間及び休日急患診療所（東保健センター3階）上尾市緑丘2-1-27

TEL 774-2661

月曜日～金曜日 午後 8:00～10:00（受付 9:30 まで）

休日 9:00～12:00（受付 11:30）午後 1:00～4:00（受付 3:30）

\* 歯科（休日）北足立歯科医師会休日診療所

鴻巣市赤見台1-15-23 TEL 048-596-0275

## 小児救急電話相談

お子さんの急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

埼玉県救急電話相談(24 時間対応) #7119 又は 048-824-4199

これまでどおり #8000 又は 048-833-7911 からも相談が受けられます。

中毒 110 番 つくば中毒 110 番 029-852-9999 (9 時から 21 時まで)

大阪中毒 110 番 072-727-2499 (24 時間対応)

たばこ誤飲事故専門電話 072-726-9922 (24 時間対応)

## ≪ファミリー・サポート・センター≫

TEL777-0941（平塚724、社会福祉協議会内）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）がお互い会員となって、一時的に子どもを預かる会員組織です。ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが依頼会員の申し込みに応じて援助会員を紹介します。

## ≪「赤ちゃんの駅」の設置について≫

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には、赤ちゃんの駅が設置されています。上尾保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替えマットが用意してあります。

## ≪育児電話相談≫

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの方対象に、保育士による育児相談を行っています。睡眠、食事、身体発達、言語、情緒等、日頃の子育ての中で心配なことがありますらご利用ください。

相談日 毎週、月曜日～金曜日（祝日除く）

時間 午後1時～3時

## ≪個人情報保護について≫

お子様やご家族の皆様の個人情報の取り扱いは、配布物や掲示物に個人情報が流出しないよう十分に注意し、情報を他に漏らすことのないように徹底しております。

## 保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください

1 当保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報の保護には十分配慮いたします。

### 2 意見の提出方法

- ① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により隨時申し出ください。
- ② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。
- ③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。  
※件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。E-mail アドレスは  
[s172300@city.ageo.lg.jp](mailto:s172300@city.ageo.lg.jp)

- ④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

3 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ・苦情受付担当者   | 保育所主任保育士          |
| ・苦情解決責任者   | 保育所長              |
| ・苦情解決総括責任者 | 上尾市 保育課           |
| ・苦情解決第三者委員 | 小杉 道郎、藤波 政明、甲原 裕子 |

### 4 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		録音	再生																	
①	171をダイヤル	<b>1 7 1</b>																		
②	録音または再生を選ぶ。	<p>[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(暗証番号なし)</td> <td>(暗証番号あり)</td> <td>(暗証番号なし)</td> <td>(暗証番号あり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>3</b></td> <td></td> <td><b>4</b></td> </tr> <tr> <td><b>1</b></td> <td>[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</td> <td><b>2</b></td> <td>[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</td> </tr> <tr> <td>X X X X</td> <td>X X X X</td> <td></td> <td>X X X X</td> </tr> </table>	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)		<b>3</b>		<b>4</b>	<b>1</b>	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。	<b>2</b>	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。	X X X X	X X X X		X X X X		
(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)																	
	<b>3</b>		<b>4</b>																	
<b>1</b>	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。	<b>2</b>	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。																	
X X X X	X X X X		X X X X																	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	<p>[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。</p> <p><b>0 X X X X X X X X X X</b></p>																		
伝言ダイヤルセンタに接続します。																				
④	メッセージの録音 メッセージの再生	<p>[ガイダンス] 電話番号XXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>ダイヤル式電話機の場合</td> <td>プッシュ式電話機の場合</td> <td>ダイヤル式電話機の場合</td> <td>プッシュ式電話機の場合</td> </tr> <tr> <td>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</td> <td><b>1 #</b></td> <td>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</td> <td><b>1 #</b></td> </tr> <tr> <td>[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わらしたら、電話をお切り下さい。</td> <td>[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わらしたら、数字の9の後シャープを押して下さい。</td> <td>[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。</td> <td>[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。</td> </tr> </table>	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わらしたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わらしたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。						
ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合																	
(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>																	
[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わらしたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話を終わらしたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。																	
伝言の録音		伝言の再生																		
(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		録音終了後 <b>9 #</b>	<p>[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。</p> <p>[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。</p> <p>(ガイダンスが流れるまでお待ちください)</p> <p>[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。</p>																	
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。																				
⑤	終了	自動で終話します。																		

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

## 0歳児 ティリープログラム 《保育所の1日》

時間	0歳児の活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診 健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ おむつ替え(随時) あそび(室内・外)	健康確認(全員)
9:00	おてふき おやつ、水分補給(随時) 授乳	
9:30	おむつ替え(随時) あそび(室内・外) 〔散歩、リズム、積み木、絵本、ブロック、室内遊具、手あそびなど〕 おむつ替え(随時)	
11:00	おてふき 給食、水分補給(随時) ※沐浴(夏季必要時)	
12:00	おむつ替え(随時)、おひるね準備 おひるね	睡眠時健康確認
14:30	めざめ 着替え おむつ替え(随時)	
15:00	おてふき おやつ、水分補給(随時) おむつ替え(随時)	
15:30	あそび(室内・外) 水分補給、おむつ替え(随時) 順次降所	健康確認
16:30	延長保育	健康確認
17:00	水分補給 おむつ替え(随時)	遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員からお伝えする場合があります。
19:00	水分補給 全員降所	



※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※ 産休明け保育については一人ひとりの発達に応じた1日になります。

## 1・2歳児 ティリープログラム 《保育所の1日》

時間	1・2歳児の活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診 健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	健康確認(全員)
9:00	手洗い	
9:30	おやつ、水分補給(随時) あそび(室内・外) 〔 散歩、リズム、積み木、絵本、ブロック、室内 遊具等 〕	
11:00	排泄、手洗い	
11:15	給食、水分補給(随時)	
12:00	おひるね準備、排泄 (絵本、紙芝居、手あそび等) おひるね	睡眠時健康確認
14:45	めざめ 着替え	
15:00	手洗い	
15:30	おやつ、水分補給(随時) あそび(室内・外) 順次降所	健康確認 引継ぎ
16:30	延長保育	健康確認
17:00	かたづけ あそび	遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員
18:00	水分補給(随時)	がお伝えする場合があり ます。
19:00	全員降所	



※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※ 水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



### 3・4・5歳児 ティリープログラム 《保育所の1日》

時間	3・4・5歳児の活動	備考
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	順次視診 健康確認 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	健康確認(全員)
9:00	あそび(室内・外)	
9:30	クラス別活動 (散歩、リズム、製作等) かたづけ	
11:20	手洗い	
11:30	給食準備 給食、水分補給 かたづけ	
12:30	おひるね準備 (絵本、紙芝居、手あそび等) 手洗い おひるね	睡眠時健康確認
14:45	めざめ 着替え	
15:00	手洗い おやつ準備 おやつ、水分補給	
15:30	あそび(室内・外) 順次降所	健康確認
16:30	延長保育	健康確認
17:00	かたづけ あそび 水分補給(随時)	遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員がお伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

\*保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

\*水分補給等は随時行っています。時間帯は各年齢によって多少異なります。

\*土曜日は、活動内容が平日と多少異なります。

## 令和6年度行事予定

上尾保育所

月	行事
4月	入所式・進級式（1日）、クラス懇談会（20日） 健康診断（内科　　日）
5月	子どもの日集会（2日）、★以上児親子交流会（18日） 健康診断（歯科　日）
6月	プール開き（12日） クラス懇談会、★夏祭り（21日）
7月	七夕（5日）
8月	安全への誓いの日（10日）
9月	お月見集会（17日）
10月	★運動会（19日）、芋ほり（　　日）
11月	健康診断（内科・歯科）、クラス懇談会 卒園遠足（14日）、★未満児親子交流会（9日）
12月	餅つき（　日） お楽しみ会（19日）、総合避難訓練（10日）
1月	★保育報告会（25日）
2月	節分（3日）、★クラス懇談会
3月	ひな祭り（3日）、お別れ会（　　日）、卒園式（　　日）

◎ 避難訓練、誕生会は毎月あります。（杉の子役員会は隨時）

★印は、親子参加です。

### 《その他の行事》

支援センターとの交流保育、園庭解放、つくし学園との交流、  
危機管理訓練（不審者訓練、行方不明等）、保育参加、個別面談



アッピーランド (本町 6-11-25) 779-7630

上尾東消防署 (上尾村 537) 775-1310

氷川幼稚園 (二ツ宮 864) 771-0744

上平公園 (菅谷 16)

\* 災害時避難場所・・・東小学校 773-2490

変更事項届出一覧表

**次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。**

**1. 家族の状況に変更があった場合の届出**

	内容	提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③ 家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書	母子手帳の出産(予定日)が分かれるページのコピー	事実発生後 速やかに
	結婚	支給認定変更申請書	①配偶者の勤務証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
	離婚	支給認定変更申請書	調停中の場合…事件係属証明書又は期日通知書	
	同居家族増	支給認定変更申請書		
	死亡	支給認定変更申請書		
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書		
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と勤務証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入		
	育児休業を取得・復帰した とき	支給認定変更申請書 取得…休業期間が明記された勤務証明書 復帰…復職証明書		

**2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出**

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。利用解除申出書をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(勤務証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当事後、支給認定変更申請書及び誓約書兼求職活動報告書 を提出し、2ヶ月以内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヶ月経過するとき	出産後3ヶ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヶ月前より保育所入所要件が「出産」となります。

出産後3ヶ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

**○育児休業中の保育所入所制限について**

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヶ月になる月の月末までが入所期限です。

入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

